

参甲第七号

昭和二十三年一月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出裁判所出張所電話架設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿参年貳月拾日

参議院議員小川友三君提出裁判所出張所電話架設に関する質問に対する答弁書

司法事務局及司法事務局出張所は昭和二十二年度において地方裁判所から独立分離したものでありまして、司法事務局は四九廳、出張所は二〇一六廳、計二〇六五廳であります。しかして加入電話の架設状況は司法事務局及出張所は全部無架設状態でありまして、司法事務局は裁判所の加入電話を利用し、都市の出張所に加入電話の架設しあるは概ね裁判所の調停事務用として架設しある現況であります。

御説の如く終戦後國民及登記所員が時間の空費と非能率的であるのに鑑み、昭和二十三年でこれが架設費として司法事務局四九廳、出張所二〇一六廳の加入電話架設費を計上し、目下大藏省と予算化を計る可く折衝中であります。

その費用の概要から申上げますと

初年度架設費 一、九六一、七五〇円

電気供給見込額 二〇、一六〇、〇〇〇円

計

二二、一二一、七五〇円

を要し、

経常費として年額

加入電話基本料

二、九七三、六〇〇円

加入電話度数料

一、〇三一、一二五円

計

四、〇〇四、七二五円

事務費

五九七、二八七円

合計

貳千六百七拾貳萬參千七百六拾五円也

を要する見込であります。